塩竈市防災会議

日時：　平成26年3月19日（水）
午後1時30分

場所：　ふれあいエスプ塩竈

2階　エスプホール

次　　第

1. 開会

2. 市長（会長）あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

4. 議　事

　1. 塩竈市地域防災計画（素案）に対するご意見について
　　風水害等・原子力災害対策編
　2. パブリックコメントについて
　3. 塩竈市地域防災計画（原案）の概要について

5. 閉　会

1、塩竈市地域防災計画（素案）に対するご意見等について

資料1

番号	機関名	ご意見の趣旨	素　　案	修正素案等	素案ページ	行数
1	宮城海上保安部	・他自治体との防災計画の整合性をはかるため修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第1章　総則 第2節　各機関の役割と業務他大綱 第4　処理すべき業務の大綱 4　指定地方行政機関 （2）宮城海上保安部 ④　船舶交通に関する信号・規制並びに水路航路標識の保全等、海上交通の安全確保	第3編　風水害等災害対策編 第1章　総則 第2節　各機関の役割と業務他大綱 第4　処理すべき業務の大綱 4　指定地方行政機関 （2）宮城海上保安部 ④　船舶交通に関する~~信号・規制並びに水路航路標識の保全~~等、海上交通の安全確保	509	9 ～12
2	〃	・「第二管区海上保安部」等を「宮城海上保安部」へ修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第25節　海上災害予防対策 第1　海上災害に関する基本的な考え 2　海難について、人命救助を必要とする場合、第二管区海上保安本部が船長の救助活動の援助を行うこととする。特に陸岸に近い海難については、市長が救護活動を行うこととする。（別表1・2参照） 以下、第二管区海上保安部、＿海上保安部、＿海上保安庁、 海上保安庁長官	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第25節　海上災害予防対策 第1　海上災害に関する基本的な考え 2　海難について、人命救助を必要とする場合、宮城海上保安本部が船長の救助活動の援助を行うこととする。特に陸岸に近い海難については、市長が救護活動を行うこととする。（別表1・2参照） 以下、宮城海上保安部	585	12 ～
3	〃	・語句が重複記載されているので、適正な表現に修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第25節　海上災害予防対策 第1　海上災害に関する基本的な考え 別表2　海難による人身事故における各関係機関の任務等の根拠法令 海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第25節　海上災害予防対策 第1　海上災害に関する基本的な考え 別表2　海難による人身事故における各関係機関の任務等の根拠法令 海難救助を行い、海上の安全を図ることを任務とする	585	30
4	〃	・災害給付については、個別用件で決定されるが、全てが給付対象の標記となっているため削除願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第25節　海上災害予防対策 第1　海上災害に関する基本的な考え ※海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たった者が災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第25節　海上災害予防対策 第1　海上災害に関する基本的な考え ~~※海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たった者が災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。~~	586	1 ～4
5	〃	・「海上防災センター」を「指定海上防災機関（一般財団法人　海上災害防止センター）」へ修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第25節　海上災害予防対策 第1　海上災害に関する基本的な考え 別表4　重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等 海上防災センター	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第25節　海上災害予防対策 第1　海上災害に関する基本的な考え 別表4　重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等 指定海上防災機関（一般財団法人　海上災害防止センター）	588	18

番号	機関名	ご意見の趣旨	素　　案	修正素案等	素案ページ	行数
6	〃	・法令の訂正をお願いしたい。	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第25節　海上災害予防対策 第1　海上災害に関する基本的な考え 別表4　重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等 海防法第39条第3号、 第42条の36第1項	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第25節　海上災害予防対策 第1　海上災害に関する基本的な考え 別表4　重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等 海防法第39条第3項、 第42条の15	588	14 ～15
7	〃	・「海上災害防止センター」を「指定海上防災機関」へ修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第25節　海上災害予防対策 第1　海上災害に関する基本的な考え 別表4　重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等 海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は海上災害防止センターに排出特定油の防除の措置を指示すること	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第25節　海上災害予防対策 第1　海上災害に関する基本的な考え 別表4　重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等 海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることを命じ、又は指定海上防災機関に排出特定油の防除の措置を指示すること	588	16
8	〃	・法令の訂正をお願いしたい。	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第25節　海上災害予防対策 第1　海上災害に関する基本的な考え 別表4　重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等 海防法第42条の36第1項～第2項	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第25節　海上災害予防対策 第1　海上災害に関する基本的な考え 別表4　重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等 第42条の14	588	19 ～20
9	〃	・第二管区海上保安部等の業務であるため削除願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第25節　海上災害予防対策 第2　船舶の安全な航行等の確保（宮城海上保安部） 1　宮城海上保安部は、次に掲げる措置を講じるものとする (1)海図、水路図誌等水路図書の整備 (2)港内における航行管制、海上交通情報提供等の実施 (3)危険物荷役における安全防災対策の指導 (4)航路標識の整備 (5)水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第25節　海上災害予防対策 第2　船舶の安全な航行等の確保（宮城海上保安部） 1　宮城海上保安部は、次に掲げる措置を講じるものとする ~~(1)海図、水路図誌等水路図書の整備~~ (1)港内における航行管制、海上交通情報提供等の実施 (2)危険物荷役における安全防災対策の指導 (3)航路標識の整備 (4)水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施	588	40
10	〃	・他自治体との防災計画の整合性をはかるため修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 1　情報の収集及び伝達____ （表省略） 第2　市の措置 第3　塩釜消防事務組合の措置 第4　宮城県仙台塩釜港湾事務所の措置 第5　塩釜警察署の措置 第6　関係団体の措置	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 1　情報の収集及び伝達体制 （表省略） 第2　宮城海上保安部の措置 1情報の収集及び情報連絡 被害状況及び被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について，船艇，航空機等を活用し，次に掲げる事項に関し情報収集活動を実施するとともに，関係機関等と密接な情報交換を行う。 第3　市の措置 第4　塩釜消防事務組合の措置 第5　宮城県仙台塩釜港湾事務所の措置 第6　塩釜警察署の措置 第7　関係団体の措置	663	7～

番号	機関名	ご意見の趣旨	素　　案	修正素案等	素案ページ	行数
11	〃	・他自治体との防災計画の整合性をはかるため修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 2　海難救助等 (1)船舶の海難、＿＿人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機又は特殊救難隊　によりその＿救助活動を行う。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 2　海難救助等 (1)船舶の海難、海上における人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。	663	19
12	〃	・他自治体との防災計画の整合性をはかるため修正願いたい。 （宮城海上保安部が行う対策へ修正）	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 2　海難救助等 (2)船舶火災又は海上災害が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊　によりその消火＿を行うとともに、＿＿＿必要に応じて協力を要請する。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 2　海難救助等 (2)船舶火災又は海上災害が発生したときは、速やかに巡視船艇、~~特殊救難隊又は機動防除隊等~~によりその消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて関係機関等に協力を要請する。	663	21
13	〃	・他自治体との防災計画の整合性をはかるため修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 3　緊急輸送 医師、傷病者、＿避難者等の人員搬送又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ、積極的に実施する。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 3　緊急輸送 医師、傷病者、医師、避難者等~~の人員搬送~~又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。 特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け，有効に活用する。	664	4
14	〃	・他自治体との防災計画の整合性をはかるため修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 4　流出油等の防除 (1)防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものにするため、巡視船艇、航空機又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 4　流出油等の防除 (1)防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものにするため、巡視船艇及び航空機により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。	664	8
15	〃	・他自治体との防災計画の整合性をはかるため修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 4　流出油等の防除 (2)防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 4　流出油等の防除 (2)防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。	664	11

番号	機関名	ご意見の趣旨	素　　案	修正素案等	素案ページ	行数
16	〃	・他自治体との防災計画の整合性をはかるため修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 4　流出油等の防除 (3)緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められたときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、機動防除隊及び巡視船艇__に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保_____について協力を要請する。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 4　流出油等の防除 (3)緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められたときは、~~海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、機動防除隊及び~~巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。	664	13
17	〃	・各市町の地域防災計画と同一表現に追加、修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 4　流出油等の防除	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 4　流出油等の防除 (4)防除措置を講ずべき者及び関係機関等とは，必要に応じて緊密な情報の交換を行い，もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。 (5)危険物が排出されたときは，その周辺海域の警戒を厳重にし，必要に応じて火災発生の防止，航泊禁止措置又は避難勧告を行う。 (6)危険物の防除作業にあたっては，ガス検知器具による危険範囲の確認，火気使用制限等の危険防止措置を講じ，火災，爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。	664	16
18	〃	・他自治体との防災計画の整合性をはかるため修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 5　海上交通安全の確保 海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 5　海上交通安全の確保 海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講じる。	664	17
19	〃	・他自治体との防災計画の整合性をはかるため修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 7　警戒区域の設定 __生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船艇及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄の市町長にその旨を通知する。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 7　警戒区域の設定 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が~~あると~~認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。また、警戒区域を設定したときは、直ちに市長にその旨を通知する。	664	38

番号	機関名	ご意見の趣旨	素　　案	修正素案等	素案ページ	行数
20	〃	・他自治体との防災計画の整合性をはかるため修正願いたい。（宮城海上保安部が実施する対策へ修正）	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 8　治安の維持 海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機等により次に掲げる措置を講じる。 （1）災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。 （2）警戒区域は、重要施設の周辺海域において警戒を行う。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 8　治安の維持 海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機等により次に掲げる措置を講じる。 （1）災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。 （2）警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。	664	42～
21	〃	・「第二管区海上保安部」の削除をお願いたい。	第4編　原子力災害対策編 第1章　総則 第6節　防災関係機関の事務又は業務の大綱 6　指定地方行政機関 第二管区海上保安部（宮城海上保安部）	第4編　原子力災害対策編 第1章　総則 第6節　防災関係機関の事務又は業務の大綱 6　指定地方行政機関 ~~第二管区海上保安部（~~宮城海上保安部~~）~~	712	31
22	〃	・「海上保安職員」を「海上保安官」へ修正願いたい。	第4編　原子力災害対策編 第2章　原子力災害事前対策 第18節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 第4　宮城海上保安部 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。	第4編　原子力災害対策編 第2章　原子力災害事前対策 第18節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 第4　宮城海上保安部 事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安官の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。	742	20
23	〃	・「海上保安部」を「宮城海上保安部」へ修正願いたい。	第4編　原子力災害対策編 第3章　緊急事態応急対策 第8節　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策 第1　市、県、警察署、消防署、宮城海上保安部のとるべき措置 2　警察署、消防署、＿海上保安部の措置 （3）事故の通報を受けた宮城海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、救助等必要な措置を実施す	第4編　原子力災害対策編 第3章　緊急事態応急対策 第8節　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策 第1　市、県、警察署、消防署、宮城海上保安部のとるべき措置 2　警察署、消防署、宮城海上保安部の措置 （3）事故の通報を受けた宮城海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、海上保安官の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、救助等必要な措置	761	16
24	仙台振興事務所	・適正な語句へ修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第1節　防災活動体制 第6　県及びその他関係機関との関連 1　市と県との連携 県は、大規模な災害が発生し情報途絶市町村が発生した場合は、「市町村への災害支援のための職員派遣に関する要領」に基づき、	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第1節　防災活動体制 第6　県及びその他関係機関との関連 1　市と県との連携 県は、大規模な災害が発生し情報途絶市町村が発生した場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、	601	17
25	〃	・適正な語句へ修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第2節　防災気象情報の伝達 第4　気象情報等の伝達 1　市と県との連携 （1）市は、気象庁が発表した防災気象情報等について、県（新総合　情報システム（MIDORI）等）を経由する連絡網等により収集する。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第2節　防災気象情報の伝達 第4　気象情報等の伝達 1　市と県との連携 （1）市は、気象庁が発表した防災気象情報等について、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）等）を経由する連絡網等により収集する。	608	7～

番号	機関名	ご意見の趣旨	素　　案	修正素案等	素案ページ	行数
26	〃	・二重表記を避けるため、削除願いたい。	第3編　風水害等災害対策編第3章　災害応急対策 第34節　林野火災応急対策 第2　林野火災防ぎょ 1　火災通報及び通信体制 塩釜地区消防事務組合（消防本部）は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄の消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を指令する。これと並行して、＿＿＿＿、営林署、塩釜警察署、農林振興事務所等＿関係機関に通報する。 地区住民等に対する伝達は、サイレン、同報行政無線、広報車等により行う。 また、火災の規模等から必要と認めるときは、県仙台地方県事務所を通じ、県消防防災課に通報する。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第34節　林野火災応急対策 第2　林野火災防ぎょ 1　火災通報及び通信体制 塩釜地区消防事務組合（消防本部）は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄の消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を指令する。これと並行して、県消防課、森林管理者、塩釜警察署、農林振興事務所等の関係機関に通報する。 地区住民等に対する伝達は、サイレン、同報行政無線、広報車等により行う。 ~~また、火災の規模等から必要と認めるときは、県仙台地方県事務所を通じ、県消防防災課に通報する。~~	660	30
27	〃	・情報の収集・連絡体制について県地域防災計画と整合性を図るため修正をお願いしたい。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 1　情報の収集及び伝達 情報の収集・連絡体制 表中にある消防防災課	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第36節　海上災害応急対策 第1　事故発生時における応急対策 1　情報の収集及び伝達 情報の収集・連絡体制 表中にある危機対策課・消防課	663	11
28	仙台土木事務所	・河川について、適正に修正願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第4節　ライフライン施設等の予防対策 第2　災害の想定 1　塩竈市には国、県管理河川は	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第4節　ライフライン施設等の予防対策 第2　災害の想定 1　塩竈市に係る洪水予報指定河川および水位周知河川は無いが	531	14
29	〃	・土石流危険渓流の指定者から、県農林水産部の削除を願いたい	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第4節　ライフライン施設等の予防対策 第2　災害の想定 3　土砂災害 （2）土石流 　土石流災害は、原則として県土木部及び県農林水産部により	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第4節　ライフライン施設等の予防対策 第2　災害の想定 3　土砂災害 （2）土石流 　土石流災害は、原則として県土木部及び県農林水産部により	531	31
30	〃	・急傾斜地崩壊対策は、水害予防対策に、該当しないため削除願いたい	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第1節　風水害等に強いまちづくり 第2　水害予防策 3　水害に強いまちづくり事業施工 土砂災害市は、水害に強い町づくりを推進するため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策等の事業による災害予防対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第1節　風水害等に強いまちづくり 第2　水害予防策 3　水害に強いまちづくり事業施工 土砂災害市は、水害に強い町づくりを推進するため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策等の事業による災害予防対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。	534	11
31	〃	・適切な表現に修正願います。	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第1節　風水害等に強いまちづくり 第3　土砂災害予防対策 2　土砂災害防止対策の推進 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の現状把握と警戒体制の整備を推進し、市及び市民等は、県が事業主体として実施するこれらの指定や防止工事の実施に協力する。	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第1節　風水害等に強いまちづくり 第3　土砂災害予防対策 2　土砂災害防止対策の推進 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の現状把握と警戒避難体制の整備を推進し、市及び市民等は、県が事業主体として実施するこれらの指定や防止工事の実施に協力する。	536	26

番号	機関名	ご意見の趣旨	素　　案	修正素案等	素案ページ	行数
32	〃	同じ語句が二重に記載されていることから、訂正されたい。	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第1節　風水害等に強いまちづくり 第3　土砂災害予防対策 2　土砂災害防止対策の推進 (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法という。）第6条及び第8条の規定に基づき、	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第1節　風水害等に強いまちづくり 第3　土砂災害予防対策 2　土砂災害防止対策の推進 (2)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、~~土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、~~土砂災害防止法~~という。）~~第6条及び第8条の規定に基づき、	536	33
33	〃	・適切な語句に統一願いたい。	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第1節　風水害等に強いまちづくり 第3　土砂災害予防対策 3　急傾斜地崩壊防止施設 ③ ＿避難体制の整備 市は、がけ崩れの発生するおそれがある場合、又は発生の危険が切迫している場合に、迅速かつ適切に避難情報が伝達できるよう、＿避難体制の整備を図る。	第3編　風水害等災害対策編 第2章　災害予防対策 第1節　風水害等に強いまちづくり 第3　土砂災害予防対策 3　急傾斜地崩壊防止施設 ③ 警戒避難体制の整備 市は、がけ崩れの発生するおそれがある場合、又は発生の危険が切迫している場合に、迅速かつ適切に避難情報が伝達できるよう、警戒避難体制の整備を図る。	539	20 ～36
34	東日本電信電話㈱	・上位計画である宮城県地域防災計画との整合を図るため追加修正をお願いしたい。	第3編　風水害等災害対策編 第1章　総則 第2節　各機関の役割と業務大綱 第4　処理すべき業務の大綱 6　指定公共機関 (2) 東日本電信電話株式会社宮城「支店 ① 電気通信事業用通信施設の安全確保 ② 災害非常通信の調査及び気象警報等の伝達 ③ 通信ふくそうの緩和及び重要な通信の確保	第3編　風水害等災害対策編 第1章　総則 第2節　各機関の役割と業務大綱 第4　処理すべき業務の大綱 6　指定公共機関 (2) 東日本電信電話株式会社宮城「支店 ① 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 ② 電気通信システムの信頼性向上 ③ 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそ うの緩和、及び通信手段の確保 ④ 災害を受けた通信設備の早期復旧 ⑤ 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携	509	31 ～33
35	〃	・「通信事業者」を「電気通信事業者」に、「電話番号」を「災害時優先電話」へ適切な語句として変更されたい。	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第4節　通信・放送施設の確保 第1　災害時の通信連絡 1　通信連絡手段 (1)非常・緊急通話活用電話 市及び防災関係機関は、あらかじめ通信事業者から承認を受けた電話番号により、非常・緊急通話を利用する。 （地震編資料18－1　災害時優先電話参照）	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第4節　通信・放送施設の確保 第1　災害時の通信連絡 1　通信連絡手段 (1)非常・緊急通話活用電話 市及び防災関係機関は、あらかじめ電気通信事業者から承認を受けた災害時優先電話により、非常・緊急通話を利用する。 （地震編資料18－1　災害時優先電話参照）	615	14～ 23
36	〃	・「災害時有線電話とは」について、他自治体との防災計画の整合性をはかるため修正願いたい。	※災害時優先電話とは 災害時優先電話は、災害が発生した場合に、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できる電話であり、災害発生時は、外部発信専用として利用するものである。重要な通話を確保するため、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通信について優先的に取り扱われる電話。	※災害時優先電話とは 災害時優先電話は、重要な通話を確保するため、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通信について優先的に取り扱われる電話であり、災害が発生した場合に、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できることから、外部発信専用として利用するものである。	615	14～ 23

番号	機関名	ご意見の趣旨	素　　案	修正素案等	素案ページ	行数
37	〃	・「一般加入電話」を「携帯電話」等、適切な語句に変更されたい。 ・孤立防止用衛星電話については、塩竈市に配備されていないため削除願います。	第3編　風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第4節　通信・放送施設の確保 第1　災害時の通信連絡 2　災害時の通信連絡手段の確保 ③ 災害時優先携帯電話 防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。 ⑦ 孤立防止用衛星電話 東日本電信電話㈱宮城支店から市町村役場等に配備されている災害用衛星電話。 ⑰ 災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。「171」は、一般加入電話、（以下略）	第3編　風水害等災害対策編 第3章　災害応急対策 第4節　通信・放送施設の確保 第1　災害時の通信連絡 2　災害時の通信連絡手段の確保 ③ 災害時優先携帯電話 防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。 ~~⑦ 孤立防止用衛星電話~~ ~~東日本電信電話㈱宮城支店から市町村役場等に配備されている災害用衛星電話。~~ ⑰ 災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)、災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。 災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、（以下略）	616	9 ～40
38	〃	・指定公共機関に「東日本電信電話株式会社宮城支店」の追加修正を願いたい。	第2章　原子力災害事前対策 第1章　総則 第6節　防災関係機関の事務又は業務の大綱 第4　処理すべき業務の大綱 8　指定公共機関	第2章　原子力災害事前対策 第1章　総則 第6節　防災関係機関の事務又は業務の大綱 第4　処理すべき業務の大綱 8　指定公共機関 「東日本電信電話株式会社宮城支店」の追加	713	
39	〃	・上位計画である宮城県地域防災計画との整合を図るため災害対策機器の名称の修正を願いたい。	第2章　原子力災害事前対策 第9節　避難収容活動体制の整備 第2　避難所等の整備 5　避難所における設備等の整備 　市は、指定避難所において、飲料水兼防災貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、公衆電話の電話回線等のほか、暑さ・寒さ対策（以下、略）	第2章　原子力災害事前対策 第9節　避難収容活動体制の整備 第2　避難所等の整備 5　避難所における設備等の整備 　市は、指定避難所において、飲料水兼防災貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者と連携して特設公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策（以下、略）	729	14～ 23
40	塩釜地区消防事務組合	・実施機関の明記をお願いしたい。	第4編　原子力災害対策編 第3章　緊急事態応急対策 第7節　救助・救急、消火及び医療活動 目的 市　　は、 第1　救助・救急及び消火活動 1　市　　は、 2　市　　は、 3　市　　は、	第4編　原子力災害対策編 第3章　緊急事態応急対策 第7節　救助・救急、消火及び医療活動 目的 市及び消防本部は、 第1　救助・救急及び消火活動 1　市及び消防本部は、 2　市及び消防本部は、 3　市及び消防本部は、	760	3 以下
41	塩釜警察署	・「県警察」を「塩釜警察署」へ修正願いたい。	第4編　原子力災害対策編 第3章　緊急事態応急対策 第6節　緊急輸送活動 第2　緊急輸送のための交通確保 市道路管理者は、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。	第4編　原子力災害対策編 第3章　緊急事態応急対策 第6節　緊急輸送活動 第2　緊急輸送のための交通確保 市道路管理者は、交通規制に当たる塩釜警察署と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。	759	24

塩竈市地域防災計画修正案に対するパブリックコメント実施結果

資料2

1．実施概要

意見募集期間　　平成２６年２月２６日（水）～平成２６年３月１３日（木）
意見提出者数　　１名
意見提出件数　　１２件

2．ご意見と市の考え方

No	ページ・該当箇所	ご意見	本市の考え
1	71ページ 第３－１ (1)ボランティアコーディネーターの養成	塩釜市社会福祉協議会において、平成１９・２０・２１年に「災害救援ボランティアコーディネーター養成講座」の講師を請け負ったＮＰＯ法人　みやぎ災害救援ボランティアセンター（宮城県地域防災計画　関係機関一覧の防災関係機関３に登録、宮城県・県社協と三者協定を結んでいる）に協力を依頼してみては？	本計画書において防災ボランティア受け入れ体制につきましては、塩釜市社会福祉協議会の役割としております。 各種団体との協力体制の整備に向けて当該団体にお伝えいたします。
2	77ページ 第３－２ 情報伝達手段の確保	アマチュア無線従事者の協力を受けられませんか？	70ページ「第１３節　防災ボランティアに受入れ」の中に、「(7)アマチュア無線等を利用した情報通信事務」を本市防災計画で明記しております。
3	77ページ ７　無線従事者養成 78ページ 第７　防災関係機関における災害通信網の整備	簡易業務無線の採用も、ご検討下さい。	多様な通信手段の整備充実に努めるとしており、78ページ「第4　孤立想定地域の通信手段の確保」では、簡易業務無線の確保を明記しております。
4	84ページ 第３　ヘリポートの整備	ＮＰＯ法人　市民航空災害支援センターが「緊急ヘリポート用地募集」をしているが、二又のグランドを提供できないでしょうか？ご検討下さい。	二又グランドについては、津波浸水区域であることから、臨時ヘリポートとしては、不適地と考えております。
5	121ページ ５－(2)－②行目	市民は、石油や… 石油＝ガソリン・軽油・灯油を指しているのですか？	ここでいう「石油」は、「ガソリン・軽油・灯油」等を指しております。
6	110ページ 第６－５－(2)	ピクトグラム（絵文字）のように、下記７～１２の用語説明を入れて欲しい。	防災計画の本篇では、必要に応じ専門用語には注釈を付けるなど配慮してまいります。
7	114ページ ６－(1)－⑨行目	サーベランスの意味を（説明）	
8	310ページ 第３－２の２行目	Ｔ．Ｐの意味を（説明）	
9	728ページ 第２－１の１行目	スクリーニングの意味を（説明）	
10	754ページ 第１－１(1)の２行目	プレスリリースの意味を（説明）	
11	754ページ 第１－１(4)の１行目	ＯＩＬの意味を（説明）	P706に記載しておりますので、ご参照ください。
12	758ページ 第１０　共助　２	プルームの意味を（説明）	P704に記載しておりますので、ご参照ください。

資料3

塩竈市地域防災計画（原案）の概要について

平成26年3月

塩竈市防災会議

1. 塩竈市地域防災計画の基本理念・方針

本市では東日本大震災を教訓とし、基本理念を定め、市民の目線に立った実効性のある防災計画の見直しを図った。

基本理念

行政等が行う「公助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、そして自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、を基本とし、それぞれの責務・役割そして連携を明確にしながら、誰もが安心して安全な生活がいつまでも送れる地域社会の構築を基本理念とする。

自助　自らを自らで守る

市民の責務・役割

市民は自らの命、家族、財産などを守り、日ごろから安全のための備えに努めましょう。

- 3日分の食料・水の備蓄
- 家族間の安否確認方法
- 家具の転倒防止、塀、よう壁の安全確保
- 避難場所や避難ルートの確認　など

共助　地域でお互いに助け合う

町内会・事業者の責務・役割

町内会・自主防災組織など相互に協力を行い、事業者は管理施設や設備の安全を確保し、従業員や地域住民の安全確保に努めましょう。

- 近所の声がけ、助け合い
- 地域の防災活動への参加、協力
- 管理施設の安全確保
- 地域社会への貢献　など

相互協力

安全安心な生活

相互協力　　相互協力

公助　自助・共助とともに

防災活動組織の責務・役割

防災活動組織（市・消防・警察・自衛隊など）は災害から守るための施策の実施や防災体制の整備を行います。

- 地域防災計画の策定
- 避難所、備蓄品、その他防災施設の整備
- 市民、町内会、各種団体への防災啓蒙活動
- 防災機関、他市町村などとの連携

2. 塩竈市地域防災計画の主な改定ポイント

塩竈市の地域特性や東日本大震災の検証を踏まえ、既存地域防災計画の見直しを図った。

■避難対策

○避難所等の確保（指定避難所１４→20ヵ所）

	指定避難所名	備考
1	第一小学校	既存
2	第二小学校	既存
3	第三小学校	既存
4	玉川小学校	既存
5	月見ヶ丘小学校	既存
6	杉の入小学校	既存
7	第一中学校	既存
8	第二中学校	既存
9	第三中学校	既存
１０	玉川中学校	既存
１１	浦戸中学校	既存
１２	旧浦戸第二小学校	既存
１３	旧浦戸第一小学校	既存
１４	塩竈市公民館	既存
１５	塩竈市公民館本町分室	追加
１６	塩竈ガス体育館	追加
１７	塩竈市温水プール	追加
１８	宮城県立塩釜高校	追加
１９	塩釜港湾合同庁舎	追加
２０	一森山道場	追加

※塩竈市地域防災計画（原案）では黒文字表記ですが、以下の資料については分かりやすく追加、変更のあるものを赤文字表記しております。

■避難対策
○津波避難ビルの確保（4→5ヵ所）

	津波避難ビル名	備考
1	パチンコタイガー	既存
2	マリンゲート	既存
3	イオンタウン塩釜店	既存
	塩釜港湾合同庁舎	指定避難所へ変更
4	グランドパレス塩釜	追加
5	塩竈倉庫	追加

■津波防災拠点施設等の整備

	津波防災拠点施設名	施設場所	備考
1	仮称：港町地区津波防災拠点施設	塩竈市港町一丁目地内 （マリンゲート隣）	浦戸支援拠点施設、備蓄倉庫
2	仮称：海岸通地区津波防災拠点施設	塩竈市海岸通地内 （海岸通1,2番地区）	炊出し拠点施設、備蓄倉庫
3	仮称：桂島地区津波防災拠点施設	塩竈市浦戸桂島地内 （旧浦戸第二小学校）	炊出し拠点施設、備蓄倉庫
4	仮称：寒風沢地区津波防災拠点施設	塩竈市浦戸寒風沢地内 （旧浦戸第一小学校）	炊出し拠点施設、備蓄倉庫
5	仮称：野々島地区津波防災拠点施設	塩竈市浦戸野々島地内 （災害公営住宅集会所）	炊出し拠点施設、備蓄倉庫
6	仮称：石浜地区津波防災拠点施設	塩竈市浦戸石浜 （石浜集会所）	炊出し拠点施設、備蓄倉庫

■避難対策
○地震・津波避難ルートの設定（１７路線）

	路線名	備考
１	新浜町泉沢線	杉の入小学校避難所へ向かう避難道路
２	藤倉庚塚線	第二中学校避難所へ向かう避難道路
３	小松崎松陽台線	第二小学校避難所へ向かう避難道路
４	塩竈神社参道線	第一中学校避難所へ向かう避難道路
５	本町南町線	第一小学校避難所へ向かう避難道路
６	花立町二号線	第三小学校避難所へ向かう避難道路
７	牛生町笠神線	第三中学校避難所へ向かう避難道路
８	新富町笠神線	第三中学校避難所へ向かう避難道路
９	八幡築港線	第三中学校避難所へ向かう避難道路
１０	新富町貞山通線	塩釜港湾合同庁舎避難所へ向かう避難道路
１１	杉の入一丁目一号線	杉の入小学校避難所へ向かう徒歩避難路
１２	北浜二丁目三号線	第二小学校避難所へ向かう徒歩避難路
１３	藤倉地盤公園通路線	第二小学校避難所へ向かう徒歩避難路
１４	本町七 号線	第一小学校避難所へ向かう徒歩避難路
１５	舟入二号線	第三中学校避難所へ向かう徒歩避難路
１６	舟入二丁目笠神線	第三中学校避難所へ向かう徒歩避難路
１７	イオンタウン塩釜 ～マリンゲート	一時避難ビルから退避する徒歩避難路

■避難収容対策（収容人数　4,200人→8,771人）

避難者収容		8,771人
指定避難所		4,200人
1	第一小学校	
2	第二小学校	
3	第三小学校	
4	玉川小学校	
5	月見ヶ丘小学校	
6	杉の入小学校	
7	第一中学校	
8	第二中学校	
9	第三中学校	
10	玉川中学校	
11	浦戸中学校	
12	旧浦戸第二小学校	
13	旧浦戸第一小学校	
14	塩竈市公民館	
追加指定避難所		2,582人
15	塩竈市公民館本町分室	
16	塩竈ガス体育館	
17	塩竈市温水プール	
18	宮城県立塩釜高校	
19	塩釜港湾合同庁舎	
20	一森山剣道場	
自主運営避難所		1,989人
	各集会所等	

■避難収容対策

〇指定避難所の運営・管理

・高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が安心して生活できるよう個別スペース（教室等）の確保

〇指定避難所の運営・管理

・指定避難所の運営にあたり、女性の会議等への参画

・女性専用スペースの設置と、情報交換や相談等ができる場所の確保

■食料、飲料水及び生活物資の確保

〇緊急時用貯水施設や給水ポイント（１８ヵ所）

	給水ポイント
1	市立第一小学校
2	市立第二小学校
3	市立第三小学校
4	市立月見ケ丘小学校
5	市立玉川小学校
6	市立杉の入小学校
7	市立第一中学校
8	市立第二中学校
9	市立第三中学校
10	市立玉川中学校
11	塩竈市公民館
12	清水沢市営住宅児童公園
13	塩釜ガス体育館
14	千賀の台公園
15	青葉ケ丘公園
16	塩竈市温水プール
17	清水沢公園
18	塩竈市役所

※日本水道協会の災害対応指針により運搬距離が概ね1km以内で設定（指定避難所１１箇所・指定避難場所７箇所）

※その他の指定避難所、病院等については、優先して給水を行う

■情報通信網の整備

〇情報伝達ルートの多様化

- 塩竈市防災無線の整備（デジタル化）
- 防災無線確認電話（022-364-1260）
- 地元FM浦戸地区放送区域拡大
- 地元FM割り込み放送
- 緊急速報メールシステムの構築
- 指定避難所への個別受信機設置
- 集会所、保育園、保育所、幼稚園等へ緊急地震津波警報機
- 津波監視カメラの整備（2ヵ所）

〇情報伝達ルートの多重化

- 同報系防災行政無線（78局）
- 屋外子局バッテリー（120h対応）
- 停電時自動発電装置（防災行政無線操作卓及び災害対策本部事務機器類用発動発電機）
  68時間対応（燃料補給により継続使用可能）
- 屋外子局浸水地区制御盤高所化
- 移動系防災無線の整備（113局）
- 本庁・浦戸地区衛星携帯電話の整備（2局）
- 指定避難所のWi-Fiルーター及び災害特設電話事前設置
- 全国瞬時警報システム（J-アラート）と防災行政無線の連動

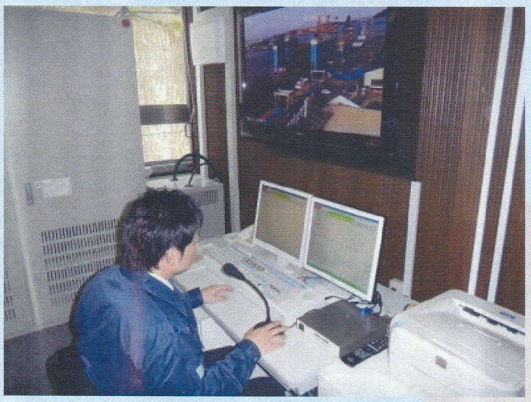

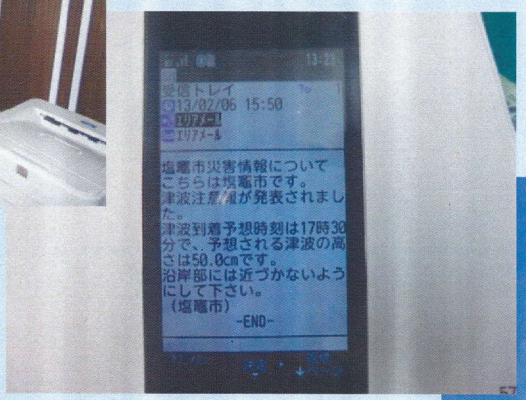

■避難行動要支援者

○避難行動要支援者避難支援プランの策定

・避難行動要支援者の積極的な登録、所在把握、開示

○防災ラジオの配布

・避難行動要支援者へ防災ラジオの配布

○要支援者自身の自助努力

・避難行動要支援者自らの積極的な登録

・防災訓練等への参加

■避難勧告等発令の基準と市民に求める行動

○避難勧告等発令基準

（次項資料）

避難勧告等発令基準と市民の行動抜粋

区分		地震	津波	大雨			原子力
避難指示	発令基準	・特別警報　（震度6弱の緊急地震速報）が発表されたとき	・大津波警報（特別警報）が発表されたとき	・特別警報が発表されたとき	退避指示	発令基準	・避難指示等については、内閣総理大臣が市長に指示したとき
	市民等の主な行動	・机の下等安全な場所へ避難 ・避難のいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始	・速やかな避難行動に移る ・避難のいとまがない場合、高い所等避難し、生命を守る最低限の行動を開始	・速やかな避難行動に移る ・避難のいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始		市民等の主な行動	・塩竈市区域（影響区域）外へ退避
避難勧告	発令基準	・地震により、大規模火災など複合した災害が発生し、重大な被害の恐れがあるとき	・津波警報が発表されたとき ・津波注意報が発表され、津波到達予想時間に津波高が1mを超える潮位が想定されるとき	・特別警報の予告情報が発表されたとき	屋内退避Ⅰ	発令基準	・避難指示等については、内閣総理大臣が市長に指示
	市民等の主な行動	・情報収集を行い、指定された避難所に限らず、安全な場所へ避難	・指定避難所へ ・緊急の場合、近くの高い建物等へ避難	・指定避難所へ ・屋外移動が危険な時は自宅の安全な場所へ移動 ・緊急時は堅牢な建物等、安全な場所へ避難		市民等の主な行動	・屋内避難 ・建物の気密性を高めるため目張り等の防護策を講じる
注意喚起情報	発令基準	・震度5弱以上の地震が発生したとき	・津波注意報が発表されたとき	・大雨警報発表が発表され、1時間後に１５㎜以上の降雨が予想されたとき ・大型の台風最接近の３時間前で、被害発生の恐れがあるとき	屋内退避Ⅱ	発令基準	・放出された放射性物資を含む大気（プルーム）が通過のとき
	市民等の主な行動	・机の下等安全な場所へ避難	・直ちに沿岸部から避難	・家族との連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を講じる		市民等の主な行動	・屋内避難 ・建物の気密性を高めるため目張り等の防護策を講じる

※詳細は風水害等災害対策編P633参照

3. 塩竈市地域防災計画の構成

現行の地域防災計画（震災対策編）から「津波災害対策編」を新設し、「地震災害対策編」とともに２編構成とした。
また、「風水害等災害対策編」の新設、さらには、東京電力福島原子力発電所事故を踏まえ、「原子力災害対策編」の４編を策定した。

塩竈市地域防災計画
第1編　地震災害対策編
第2編　津波災害対策編
第3編　風水害等災害対策編
第4編　原子力災害対策編

各節の構成では、「公助」「共助」「自助」のそれぞれの役割と責務を明確化し、地域防災力向上と防災体制の整備を図った。

1）地震災害対策編

■地震災害対策の想定
○あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定

■地震災害対策の前提条件
○構造物・施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ「一般的な地震動」に対しては、耐震化等のハード対策により「人命を守り、建物などに機能的な支障が生じない」対策を講じる
○海溝型巨大地震及び内陸直下型地震に起因する「高レベルの地震動」に対しては、防災活動等のソフト対策を組み合わせ「人命に重大な影響を与えない」対策を講じる

■主な地震災害対策
○地震避難ルートの設定（１７路線）

2）津波災害対策編

■津波災害対策の想定
○東日本大震災クラスの津波を想定

■津波災害対策の前提条件
○数十年から百数十年に一度発生する比較的発生頻度の高い津波「レベル１」に対しては、「人命と財産を守る対策」を講じる
○発生頻度は、極めて低いが、発生すれば、甚大な被害をもたらす津波「レベル２」に対しては、「人命を優先する対策」を講じる

■主な津波災害対策
○津波避難ビルの確保（5ヵ所）
○津波避難ルートの設定（１７路線）
○津波防災拠点施設（6ヵ所）

3）風水害等災害対策編

■風水害等災害対策の前提条件
○過去の風水害等災害の状況等を参考に、市域で発生しうる風水害等を想定し、対策を講じる
○想定される災害
・風水害（集中豪雨、台風等）
・風害等（大雪・暴風雪、暴風・強風、竜巻・突風等）
・火山噴火災害（蔵王山、鳴子）
・人為的な原因による災害（大規模火災、危険物事故）

■主な風水害等災害対策
○特別警報
・気象状況に応じた情報の収集・提供（公助）
・地域ハザードマップの作成（共助・自助）
○土砂災害対策
・土砂災害警戒区域の周知・徹底（公助）
・危険区域・避難ルート・避難先の再確認（共助・自助）
○竜巻注意情報
・竜巻発生に関する気象情報収集（公助）
・状況に応じ、堅牢な建物に避難（共助・自助）
○火山噴火災害対策
・火山情報の収集（公助）
・降灰時の除去作業（共助・自助）

4）原子力災害対策編

■原子力災害対策の前提条件
○原子力災害対策編の策定にあたっては、国の指針や県の計画において、原子力発電所から30km圏外（塩竈市の区域）の地域の防護対策や事故発生後の対応等自治体の役割・体制等が示されていない。
○塩竈市においては、検討可能な事項について策定を行い、国や県の上位計画が示された後、これらの計画を踏まえ、見直しを図っていくこととする。

■主な原子力災害対策
○災害発生初期
・情報収集・提供（公助）
・落ち着いた行動（共助・自助）
○プルーム通過時期
・モニタリングの監視体制（公助）
・防護対策実施時の混乱等の抑制（共助・自助）
○災害復旧期
・風評被害の抑制（公助）
・風評被害等に惑わされない（共助・自助）